

【逐条解説】 盛岡市郷土伝統芸能の継承発展及び担い手育成に関する条例

本条例では、次のような基本的認識に立って条文に展開しております。

【基本的認識】

私たちのまち盛岡では、郷土伝統芸能が先人たちの努力により今日まで受け継がれ、市民の個性豊かで質の高い暮らしを支えると同時に、郷土愛に満ちた人間性を育む力を生み出し、まちに活力を与えている。

しかしながら、こうした郷土伝統芸能の継承及び後継者の育成に当たっては、コロナ禍による活動機会の減少で、深刻な後継者不足に直面し、郷土伝統芸能の断絶が生じている状況であり、次代の郷土伝統芸能を担う人づくりを今まで以上に推し進めていくことが、極めて重要である。

ここに、「歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち」たる盛岡として、郷土伝統芸能の継承発展と新たな郷土伝統芸能の創造を担う人づくりに積極的に取り組むことにより、地域の繋がりや再構築と地域活性化、シビックプライド醸成、及び盛岡に関わりたいという思いを抱く「交流人口」「関係人口」の拡大に資するとともに、盛岡を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、郷土伝統芸能の継承発展及び時代に応じた新たな郷土伝統芸能の創造を担う人づくり（以下「郷土伝統芸能の人づくり」という。）の推進について、基本理念を定め、並びに、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、郷土伝統芸能の人づくりの推進に関する施策の推進を図り、もって希望と活力に満ちた地域社会の実現と市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条では、条例制定の目的について明記しています。市の施策として、郷土伝統芸能の継承発展及び時代に応じた新たな郷土伝統芸能の創造を担う人づくり（＝郷土伝統芸能の人づくり）の推進を図り、もって希望と活力に満ちた地域社会の実現と市勢の発展に寄与することを目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郷土伝統芸能 盛岡さんさ踊り、各地の伝統さんさ、剣舞、神楽、田植踊り、獅子（鹿）踊り、チャグチャグ馬コ、舟っこ流し、盛岡山車、盛岡芸妓その他の盛岡固有の伝統行事、伝統芸能及び民俗芸能をいう。
- (2) 市民等 市民並びに郷土伝統芸能の活動に関連する個人、法人及び団体をいう
- (3) シビックプライド 盛岡に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちをいう。

【解説】

本条では、本条例でよく使用する用語の意味を定義しています。

なお、市民等のうち、郷土伝統芸能の活動に関連する個人、法人及び団体には、郷土伝統芸能の直接的な担い手のほか、例えば太鼓、大八車、牡丹の花など、郷土伝統芸能を支える伝統工芸や伝統技術を担う事業者も含まれるものです。

(基本理念)

第3条 郷土伝統芸能の人づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民等が郷土伝統芸能の担い手であるとの認識の下に、その自主性及び創造性を十分に尊重しながら、市の責務及び市民等の役割をそれぞれが担うとともに、相互の理解と連携の下に、協働して行うこと。
- (2) 郷土伝統芸能が市民等の豊かな心を涵養し、地域の活力を高める重要な社会的財産であるとの認識の下に、郷土伝統芸能の裾野の拡大を図るために、年齢、性別、障がいの有無、国籍に関わらず、等しく多様な郷土伝統芸能の活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- (3) 盛岡の先人たちが育んできた歴史、風土等を反映した特色ある郷土伝統芸能を、将来の世代にわたり引き継ぐとともに、郷土伝統芸能に新たな息吹を取り込むことが重要であるとの認識の下に、国内外の多様な交流を通じて、将来にわたり郷土伝統芸能を発展させていくこと。
- (4) 郷土伝統芸能により生み出される多様な可能性を地域及び経済の活性化に生かすことを旨として、郷土伝統芸能の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮すること。

【解説】

本条では、第1条の規定に基づき、多くの関係者が連携して郷土伝統芸能の人づくりに取り組むにあたり、基本となる理念について明記しています。

- (1) 市が責務を、市民等が役割を、それぞれが担うとともに、相互の理解と連携の下に、協働して行うことを目指します。
- (2) 郷土伝統芸能の裾野の拡大を図るために、誰もが等しく多様な郷土伝統芸能活動を行うことができる環境の整備を目指します。
- (3) 盛岡の郷土伝統芸能を、将来の世代に引き継ぐとともに、国内外の多様な交流を通じて、将来にわたり郷土伝統芸能を発展させるよう努めます。
- (4) 郷土伝統芸能により生み出される多様な可能性を地域及び経済の活性化に生かすことを目的として、観光、まちづくり、ほか様々な分野の施策との有機的な連携が図られるよう配慮します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、郷土伝統芸能の人づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民等の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民等の理解と協力が得られるよう努める責務を有する。

【解説】

本条では、本条例に基づいて郷土伝統芸能の人づくりを実施するにあたり、市が果たすべき責務について明記しています。

市は、必要な施策を策定し、その施策の実施に当たっては、市民等の理解と協力を得るよう努めるものとするものです。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、郷土伝統芸能を創造し、享受するものとして、基本理念にのっとり、固有の特色ある郷土伝統芸能が自主的かつ創造的な活動を通じて将来の世代に引き継ぐために、郷土伝統芸能の人づくりを担う役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する郷土伝統芸能の人づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、実際の活動の中心となるべき市民等に期待される役割について明記しています。多くの市民等が、盛岡地域固有の特色ある郷土伝統芸能を将来の世代に引き継ぐために、郷土伝統芸能の発表の場の確保や後継者育成など、人づくりを担う役割を果たすよう努め、市が実施する郷土伝統芸能の人づくりの推進に関する施策に協力するよう努めることとしているものです。

(郷土伝統芸能の人づくりの推進に関する施策の策定及び実施における留意事項)

第6条 市長は、郷土伝統芸能の人づくりを推進するため、研修等の支援、身近に親しむ機会の提供、公演等の場の確保、国内外の多様な交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、将来の地域の担い手となる子どもの郷土伝統芸能に対する知識並びに豊かな創造性及び感性を高めるため、郷土伝統芸能に関する学習及び体験の場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 市長は、市民等の郷土伝統芸能に対する関心及び理解を深め、意識の醸成を図るため、郷土伝統芸能の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 市長は、市民等の郷土伝統芸能活動の場の充実を図るため、施設の機能の強化その他の必要な環境の整備等を行うものとする。

5 市長は、市民等の郷土伝統芸能に関する調査研究、研修等の場の充実を図るため、施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

6 市長は、広く市民等が自主的に多様な郷土伝統芸能を鑑賞し、又は郷土伝統芸能の活動に参加する機会の充実を図り、これらに関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

7 市長は、市民等に対し、多様な郷土伝統芸能に触れる機会を提供するため、郷土伝統芸能に関する施策間の連携その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、第4条に掲げる市の責務に関する具体の細目として、郷土伝統芸能の人づくりの推進に関する施策の策定及び実施における留意事項について、下記のとおり示し、必要な施策を講ずることについて明記しています。

第1項では、郷土伝統芸能の継承発展及び担い手を育成するため、研修の支援など必要な施策を講ずることとします。

第2項では、将来の郷土伝統芸能の担い手を育成するため、学習及び体験の場の充実など必要な施策を講ずることとします。

第3項では、市民等の郷土伝統芸能意識の醸成のため、必要な施策を講ずることとします。

第4項及び第5項では、郷土伝統芸能活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずることとします。

第6項及び第7項では、多様な郷土伝統芸能に触れる機会の充実のため、必要な施策を講ずることとします。

なお、施策の策定及び実施に当たっては、必要な予算措置についても検討していく必要があるものです。

(市民等との協働とシビックプライドの醸成)

第7条 市長は、前条の規定による施策の実施に当たっては、市民等との理解と連携の下、協働に努めるとともに、シビックプライドの醸成に努めるものとする。

2 前項の規定による施策の実施に当たっては、市長と市民等が盛岡の郷土伝統芸能を知る、育てる、伝える、創造する、活用する、支えるという視点を組み合わせながら連携して取り組むものとする。

【解説】

本条では、施策の実施に当たっての市民等との協働と盛岡に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちの醸成に努めることについて明記しています。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。